

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第2回権利擁護専門部会 次第

日時 令和元年12月19日(木) 午後6時30分から
場所 文京区民センター3階 3C会議室

1 開会

2 議題

(1) 成年後見制度利用促進法に関する文京区の取り組み状況について

(2) その他

- ・自立支援協議会全体会について(令和2年2月26日水曜日、午後2時から4時)
- ・次回開催予定 月 日 ()

【配付資料】

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・成年後見制度に係る中核機関検討準備会について 【資料第2号】
- ・第1回権利擁護専門部会報告 【資料第3号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告書 【資料第4号】
- ・自立支援協議会全体会の概要案 【資料第5号】
- ・中核機関説明事例 ※個人情報があるため会議終了後回収 【資料第6号】

【資料第1号】

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和1年12月19日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	松下 功一	文京槐の会 は～とぴあ2施設長
親会委員	藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター センター長
親会委員	安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
委員	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
"	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
"	浦崎 寛泰	弁護士
"	箱石 まみ	司法書士
"	安田 剛一	大塚地区民生委員・児童委員協議会
"	山口 恵子	文京区知的障害者相談員
"	杉浦 幸介	当事者委員
"	久米 佳江	当事者委員
"	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	岡村 健介	知的障害者福祉司
"	渋谷 尚希	身体障害者福祉司
"	加藤 たか子	予防対策課(保健師)
事務局	林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

成年後見制度に係る中核機関検討準備会について

1 成年後見制度に係る中核機関検討準備会（以下、「準備会」という。）の設置の背景

- 成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念から、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために、平成12年度から導入された制度。
- しかし、これまで成年後見制度は、生活上で大きな課題が生じて、初めて対症的に利用が検討されることが多かった。また、成年被後見人の財産管理だけでなく、身上保護を適切に行うべき手段であるにもかかわらず、十分に利用されていなかった。
- そこで国は、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行、平成29年度から2021年度（令和3年度）までの概ね5年間を期間とした「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を閣議決定した。
- これを受け、市区町村は、財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域で支える、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと、成年後見制度の利用促進のための合議制の機関（中核機関）の整備が求められている。

2 本区の中核機関の設置予定

- (1) 設置主体 文京区
- (2) 運営 社会福祉法人 文京区社会福祉協議会（権利擁護センター）に委託
- (3) 開設予定時期 令和3年4月

3 成年後見制度に係る中核機関検討準備会について

(1) 検討内容

成年後見制度地域連携ネットワークおよび中核機関の設置に向け、成年後見制度に係る中核機関検討準備会（以下、準備会）を今年度5月より開始し、これまでに5回開催した。

「利用者（認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分で支援を要する方々）が、適切に成年後見制度等を利用できる」ため、①、②についての検討を行っている。

①中核機関の運営のあり方について

②権利擁護支援の地域連携ネットワークのあり方について（地域の相談体制）

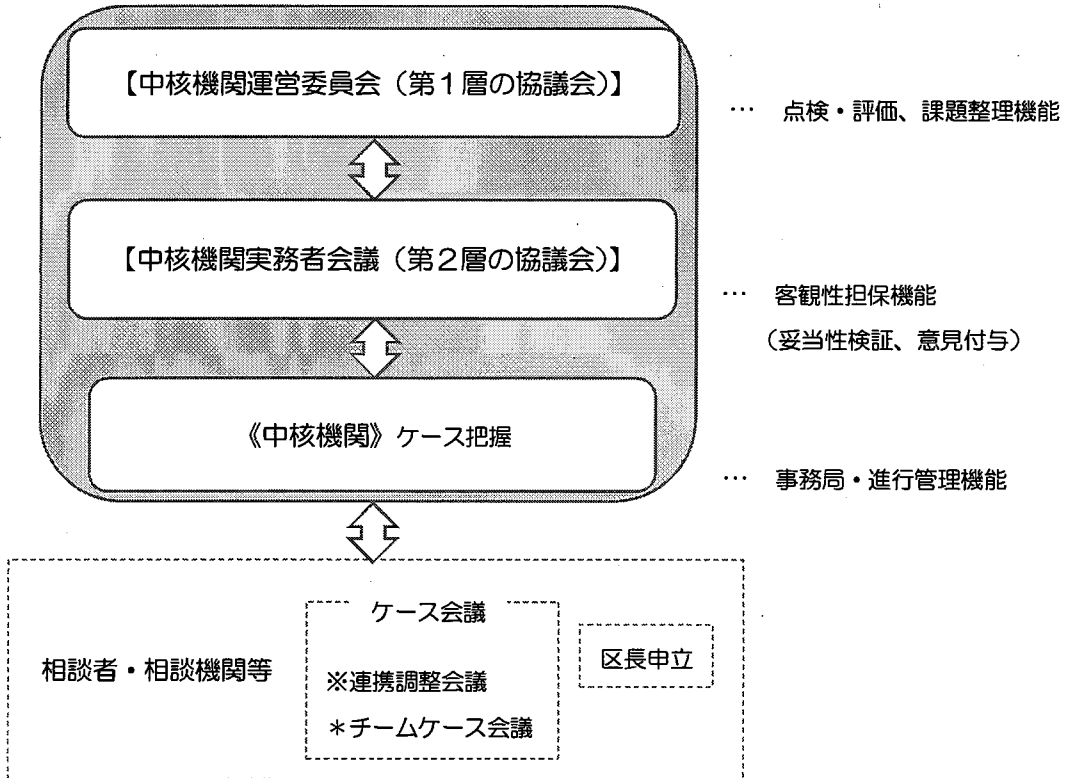
(2) 委員

12関係者

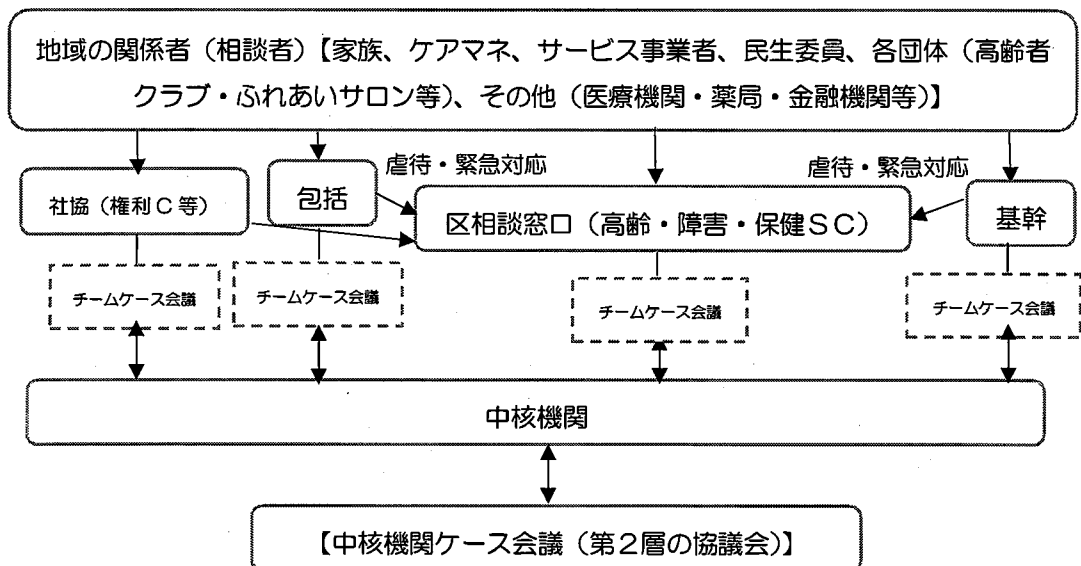
（弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、社会福祉協議会、区関係課（高齢福祉課、障害福祉課、予防対策課）

(3) 現状での体制イメージ (案)

① 文京区成年後見制度中核機関イメージ



② 相談受付から権利擁護支援が必要なケースの把握まで



③ その他

中核機関の役割として、広報・啓発、相談受付・アセスメント・支援方針検討、利用促進（候補者の推薦）等について検討。

1 主な用語について

(1) (権利擁護支援の) 地域連携ネットワーク

地域において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護の支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組み。地域の連携体制における相談機能のしくみ。

・権利擁護支援の必要な人の発見、支援 ・早期の段階からの相談、対応体制の整備 ・意思決定支援、身上保護（生活、療養看護に関する支援）を重視した成年後見制度の運用のための支援体制 が役割。「チーム」「協議会」「中核機関」が構成要素。主な機能は、①広報・啓発機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能 ④後見人支援機能。

(2) チーム

権利擁護の支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や医療、福祉、地域の関係者が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握し、必要な対応を行う仕組み、そのメンバー。後見等開始後は、成年後見人等も加わる。

(3) 協議会

「チーム」に対して必要な支援を行う、法律や福祉の専門職団体や関係機関の合議体。チームへの適切なバックアップ体制を整備するなどの、地域課題の検討・調整等を行う。

(4) 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う、中核的な機関。主な役割は、①地域の権利擁護支援の進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」 ②地域における「協議会」を運営する「事務局機能」 ③地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」。

2 本区の成年後見に関する概況

(1) 成年後見利用申立件数 ※東京家庭裁判所提供データより

	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任	計
平成28年度	47	14	4	4	69
平成29年度	66	16	2	5	89
平成30年度	76	15	3	2	96

(2) 成年後見制度の利用支援

(あんしんサポート文京)

	件数
平成27年度	407
平成28年度	517
平成29年度	886

(3) 区長申立件数

	高齢	障害	精神	合計
平成27年度	8	1	0	9
平成28年度	9	2	0	11
平成29年度	22	1	0	23
平成30年度	28	0	2	30

(4) 高齢者あんしん相談センター相談件数(平成30年度 延べ件数)

	富坂	大塚	本富士	駒込	合計
成年後見	2	78	94	58	232
虐待のおそれ・疑い	18	93	77	111	299
虐待	6	28	11	34	79
消費者被害	9	7	4	2	22
権利擁護 小計	35	206	186	205	632
総計	12,032	15,834	17,389	10,606	55,861
権利擁護 割合(%)	0.29	1.30	1.07	1.93	1.13

※ 参考 人口データ ※平成31年4月1日時点 ※知的障害者数。精神障害者数は手帳所有者

総人口	高齢者数(65歳以上)	高齢化率	知的障害者数	精神障害者数
223,079人	43,008人	19.3%	912人	1,529人

(5) その他、権利擁護センター(あんしんサポート文京)で行っている事業等

- 成年後見制度相談 …弁護士、司法書士による個別相談(月2回)。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数	31件	25件	29件

- 成年後見人サポート事業 …後見人等に対する成年後見人講座。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	2回	2回	4回
参加者数	33人	16人	34人

- 成年後見学習会 …区民を対象にした成年後見制度等に関する学習会。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	6回	6回	6回
参加者数	90人	114人	142人

- 成年後見制度推進機関ケース会議(連絡会) ※平成29年度6回

第1回権利擁護専門部会報告

令和元年7月16日(火) 午後6時30分～8時 文京区民センター3階3C会議室

1 部会長互選、副部会長指名

松下部会員を互選により、新堀部会員を松下部会長が指名し決定した。

2 下命事項に基づき検討

権利擁護のうち、「成年後見制度」、および「意思決定支援」の中でも特に投票行動について再度、検討した。主な意見は下記とおり。

(1) 成年後見制度について

○親の会の勉強会に参加した際、親として成年後見制度で問題と感じていたことが、取り上げられていて、これからどうしていくかにつながっていけばと感じた。

○別のところでは後見人を必要な時だけ(期限付き)で選任できないかとの議論もあると聞いている。

→現在は専門職後見人の数が親族後見人の数を大きく上回る状況となっている。これまでは預貯金などの資産が高額な人には、専門職後見人が選任されることがほとんどであったが、現在は後見制度支援信託を利用し資産が高額であっても親族後見人が選任されるような流れに変化しつつある。

ただ、報酬額の改定や任期付きの後見人選任は法律が変わっていないため実施されていない。今のところ一度選任された後見人を解任させるのはなかなか難しい状況。

○身の周りにいらっしゃる障害者の方は、自身の両親が亡くなった後どうやって生活していくか悩んでいる。その方たちが相談できる窓口をもっと増やしていけたら良いと思う。

○成年後見制度や福祉サービスなどの情報提供をするタイミングがいつなのか迷うことがよくある。

○支援者側が後見人に過度に期待されることがよくあるように感じられる。成年後見制度の利用促進が言われているが、何でも後見人にやってもらうという傾向にならないか不安も感じている。後見人が選任されたからといって問題をすべて解決できるわけではない。

○後見人が選任されることで支援者が離れてしまうこともある。後見人が選任されたとしても支援者が離れずに生活支援のサポートをより充実していけたら良いと感じている。

○福祉サービスが充実するかどうかは後見人が選任されているかいないかで大きく変わってくる。

○親と同じ目線で後見人がサポートできるかといわれると限界はある。

○確かに後見人が選任されることで安心する面はある。

○地域福祉権利擁護事業は成年後見制度を利用される前の段階の判断能力の方が対象。いきなり成年後見制度の利用では抵抗を感じてしまう方も多いため、もっと前段階でいろいろな福祉サービスを利用できるよう介入していけたらと思う。

○地域福祉権利擁護事業も高齢の方の利用が多い。障害のある方とももっと関りを深めていきたい。

○成年後見制度の内容がわかりにくい。誰でもある程度は理解できるくらいわかりやすくなればと感じる。

○後見人もサポートする上で悩んでいることが多い。後見人への定期的なサポートが行えるようなものがあってほしい。

○後見人に対するサポートも部会で話し合っていけたらと思う。

○当たり前と思われていることが当たり前にはできない人も多い。生きづらさ、社会参加のしづらさについての情報をどう収集し、どう発信していくかが課題であると感じる。

(2) 「意思決定支援」の中でも特に投票行動について

○また選挙があるが、今回もリアン文京さんで投票支援をしているのだろうか。

→投票支援は実施していると思われる。ただ、投票会場が変更となってから場所がわかり難いとの声が多く、区の運営側の反省点が多かったとの話を聞いている。今度の選挙会場も場所がわかり難い会場であるため、前回の反省点がどう活かされるのかと様子を見ていきたい。

○選挙の投票行動支援は大切であると感じる。自身に投票能力があるということを当事者や親族にいかにかわかってもらうのか、周知の方法が大切。

○狛江市の投票をサポートするDVDはわかりやすかった。狛江市の選挙管理委員会が力を入れていたからだと思う。文京区の選挙管理委員会の職員からも取り組みについて話を聞いてみたい。

3 次回会議について

○次回会議は12月に実施予定。令和3年度より開設予定の成年後見制度利用促進に伴う地域連携ネットワークおよび中核機関について、文京区における取組状況について共有し、意見だしを行う予定。

以上

文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告書

部会名： 権利擁護専門部会

1 現状把握

本部会では、権利擁護のうち、「成年後見制度」、および「意思決定支援」の中でも特に投票行動について検討した。

障害者の親が亡くなった後どうやって生活していくか不安である。成年後見制度はその解決手段の1つであるが、障害者の場合は、利用期間が長くなる課題もあり、支援者側もどのタイミングで情報提供するか迷うことある。制度内容自体も複雑であり、障害者に情報が適切に届いていない。

後見人が過度に期待され、親と同じことを期待されることもあるなど、限界がある。また、後見人がつくると他の支援者が離れてしまうことなど、後見人も悩んでいることが多い状況である。

低所得で報酬の支払いが困難だったり、不適切な後見人であっても、途中で容易に交代できないなど、制度上、使いにくい点もある。

また、選挙における投票支援など、身近なところでも意思決定支援があるにもかかわらず、行われていない状況である。

2 現状分析

周知活動は各機関で行われているものの、特に障害者にわかりにくく、適切に情報が行き届いていない状況ではないかと分析される。

その中で実際に活動している後見人は支援の中で孤立し、対応に苦慮しているが、サポートを受けられていないと思われる。

成年後見制度利用促進法の施行に伴い、後見人の交代や報酬など制度の見直しが予定されている状況であり、一定の改善が期待される状況である。

狛江市など他の自治体では、選挙時に投票支援が行われている事例があるが、文京区では行われていない。

3 課題の整理

成年後見制度利用促進にともない、障害者の特性にあった周知啓発方法や、相談を受ける体制を整える必要がある。

また、後見人への定期的なサポートをしくみとして作っていくことが必要である。

必要な時期のみ後見人をつけることや報酬の支払いが困難な方への安定した支援体制など、さらに利用しやすい制度への提言をしていく必要がある。

選挙時の意思決定支援については、選挙管理委員会などの部署とともに、検討が必要である。

4 課題の具体的解決策の検討(実現性、優先度、得られる効果等から検討を行う)

5 課題の具体的解決策の提案

【趣旨】

他の専門部会の活動の理解を深めるとともに部会間連携の充実を図り、区の施策検討を行う。

【開催日時】

2020年2月26日(水) 14:00～16:00

【開催場所】

シビックセンター26階スカイホール

【対象者】

○親会委員＋各部会員 70名～80名程度
⇒上記に加え、希望する事業所の方も含む。

【参加費】

無料

【全体会スケジュール】

1. 当事者委員による報告と夢・希望(10分)
⇒数人で2～3分ずつ報告する形にするか、1人で10分報告する形にするか。
⇒メンバーは当事者部会の現行部会員or過去部会員とするか。
 2. 高山会長による趣旨説明(5分)
 3. 各部会の課題報告(50分)
⇒各専門部会10分×5
 4. 調査結果の概要報告(10分)
(休憩)
 5. 各部会から課題解決のための提言(25分)
⇒部会の取組みと調査結果の擦り合わせを意識し、次期計画へ盛り込む施策を検討。
 6. 提言を受けて区からの雑感(5～10分)
- ※全体で2時間程度